

岡山県人権教育推進委員会第36回会議のまとめ

日 時：平成23年5月27日（金）

13:30～16:00

場 所：ピュアリティまきび「孔雀」

- 1 開会
 - 2 会長及び副会長の選任
会長に國貞委員、副会長に土山委員、市場委員を選出
 - 3 「岡山県人権教育推進プラン」見直しの依頼
竹井教育長から國貞会長へ依頼
 - 4 平成23年度審議計画
別紙要項による説明
 - 5 議事
- (1) 平成19年度以降の人権教育の推進状況について
別紙資料による説明

「人権教育指導資料 人権学習ワークシート集（上）」（平成20年2月、岡山県教育庁人権・同和教育課作成）の中に、エイズ・HIV感染が取り上げられているが、その中に、個人的には、犠牲者非難のように読み取れる記述が見られる。注釈を加えるなど、対応をお願いしたい。

御意見を参考に検討したい。

- (2) 「岡山県人権教育推進プラン」見直しについて
別紙資料による説明

見直し素案の人権課題の掲載順は、「第3次岡山県人権政策推進指針」（以下、第3次指針）に準じたということだが、指針の掲載順はどのように決めたのか。

第3次指針における人権課題の掲載順は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、基本計画）に準じつつ、県としての考えも加えて、決定したものである。

人権教育についての基本的な考え方は、踏襲していけばよい。学校教育においては、地域や関係機関との連携等を強調していくべきだ。

今回の見直し素案では、「策定の背景」を項目として挙げているのは、評価できる。社会情勢等の変化もあり、改訂の過程に触れることは重要だ。第3次指針については、基本的には、国の基本計画に準じているが、岡山県の「人権問題に関する県民意識調査」（平成21年8月実施）も参考にしパブリックコメントも実施されている。

「岡山県人権教育推進プラン」（以下、プラン）の5ページの図は、3、4ページの記述内容を表現したものか。

表現については、異なる部分もあるが、基本的には、3、4ページの内容を集約したものである。

人権の問題は、人間の生存に関わる問題だと考えている。現在の原発事故問題の社会状況を考慮すると、生存権が国際的な課題としてクローズアップされてくるだろう。この観点から、人権の確立を今までの基準で判断するのが適切なのか、問題提起しておきたい。また、認知症については、単独で取り上げても理解は進みにくい現状もある。現在のプランでは、人権課題を分割してとらえているが、誕生から死に至るまでの人間のライフステージの中で、差別の問題と生存権の折り合いを付けて位置付けることが必要だ。

考え方、とらえ方については、今後、検討していきたい。

プランの10ページの(3)家庭教育の充実についての内容に異論はないが、実際には、PTA等社会教育団体の研修に参加できない家庭も増えてきているため、充実しにくい現状があり、悩ましい問題だ。

家庭教育の充実については、なかなか難しいと感じているが、乳幼児期は自立、自主性が芽生える時期であり、重視すべきだ。

プランの10ページの(4)教職員の資質の向上については、「教職員の言動が幼児児童生徒の人権を侵害することがないように」などのマイナスの記述が目立つ。プラスの記述が必要だ。教職員の取組により、豊かな人権感覚を持ち、実際に行動できる子どもが育成できるというような表現になるよう配慮されたい。

前向きな考え方を示していくことは大切だ。

地方行政に携わって2年になるが、就学前教育の重要性を感じている。小学校の1年生ぐらいまでに、基本的な生活習慣が確立されていけば、その後は順調にいくと思う。現在、幼児教育について新制度も提唱されているが、目的を明確化した幼児教育を推進することが肝要だ。また、PTA行事等に参加しない家庭もあるため、家庭教育を支援する情報等を家庭に伝える方法についても、考えていきたい。

従前からの課題である、各種会合に参加できない家庭へどのように対応していくかが大切だ。この点も検討していきたい。

プランの「2 推進に当たって大切にすべきこと」について、見直し素案では、人権教育の総合的な推進として独立させることになっているが、この部分に書かれている学校教育と社会教育の連携、関係機関・NPO等との連携の重要性は感じている。また、(6)効果的な学習プログラムについては、効果的な資料等が作成されているようだが、その活用については検討が必要だ。

鋭い人権感覚を持っている子ども、保護者がどれだけいるのか疑問だ。人権に関しては、一生学んでいかなければ、鋭い人権感覚は育まれない。就学前からの取組が重要だ。幼稚園と小学校、小学校と中学校の接続が問題だ。接続のプログラムのようなものをつくってもよいのではないかと。また、(3)家庭教育の充実については、文部科

学省が作成した家庭教育手帳は、平易な文章で書かれており、活用しやすい。新しいプランには、子どもや保護者にとって、覚えやすい言葉を入れてもよいのではないか。

「3 人権教育の各分野における取組」の(1)同和問題から(4)障害のある人までの4分野について、御意見をいただきたい。

順番は単なる数字で、意味はないのかもしれないが、「同和問題」はプランでは1番目、国の基本計画では5番目に示されていることから、プランが策定された時に、岡山県教育委員会は同和問題を重要な問題ととらえていると私は感じた。見直し素案では5番目になっているが、仮にこの順番が重要性を表しているのならば、読み手は、同和教育が薄まったと感じるのではないか。個人的には、同和教育の重要性からプランでは、「同和問題」が1番目になっていると解釈しているが、見直し素案でこの順番にしたのはなぜか。

1番から順番に重要性があるというわけではなく、人権問題には軽重はないと考えている。順番は、基本的には国の基本計画に準じる形にしている。同和問題をおろそかにしているわけではない。

順番については、優先項目でということではないということは、了解事項であるにせよ、与える印象は強いので、検討すべきだ。

順番を変更することについては、見直し案の策定の背景で触れることを含めて、検討していきたい。

委員は、各人権課題の当事者になったつもりで問題を考察していく姿勢が必要だ。人権課題の順番にこだわらず、すべてが重要な人権課題であるという共通理解のもと、審議を進めていくべきだ。

一人一人を大切にすることを伝えていきたい。プランの(4)障害のある人ウ具体的な取組 家庭・地域には、様々な項目が挙がっているが、具体性が乏しい。特別支援教育の推進については、最近よく話題になっているのが、卒業後の就労支援に向けての取組であるため、この点にも触れてほしい。また、教職員にとって一番重要なことは、子どもと一緒に取り組むこと、共に学び合うことであり、教師の一番大きな喜びでもある。教職員研修の充実については、前向きな視点で考えていくべきだ。

学校教育において、各人権課題に取り組む際に、「同和問題」や「女性」は分かりやすいが、「子ども」は分かりにくい。子どもを被害者の視点からとらえる方が取り組みやすい。また、プラン21ページの(3)子どもウ具体的な取組 学校園に「心の教育の推進」が示されているが、これは、すべての人権課題に共通するものだ。指導する教職員にとって分かりやすくしてほしい。

「エンパワーメント」については、プランの4ページ、「女性のエンパワーメント」については、18ページで説明されているが、エンパワーメントは足し算ではなく、引き算の概念と言われており、人間が本来持っている良さを封じ込める卵の殻のようなものを剥ぎ取っていく作業のことだと思う。「女性のエンパワーメント」の説明は、足りないものを足していくというニュアンスが強い。また、「エンパワーメントを育成

する」と表現されているが、「育成する」ではなく、「保障する」あるいは「支援する」の方が適切ではないか。

(5) 患者等から(8) 犯罪被害者までの4分野について、御意見をいただきたい。

「高齢者」については、県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においては、関心のある人権課題の2番目になっている。超高齢社会になった現在、高齢者問題は、未知の領域だと思う。プランでは、「高齢者」を社会的弱者として記述されているように思えるが、高齢者を文化・生活の伝承者として位置付け、高齢者の果たすべき役割を子どもたちに教えていくことにより、高齢者を支えるという視点も必要だ。また、プランの28ページには、振り込め詐欺等に関連して、高齢者の権利擁護にも触れているが、内容が乏しい。認知症については、人類の普遍課題であると考えているが、いまだ十分理解が進んでおらず、高齢者を取り巻く問題の中でも際だって差別を受けやすい実態があるため、項目を立てて記述されたい。加えて、病院等における高齢者に対する拘束の問題もあるため、必要な要件を満たさないままの身体拘束の禁止の提起も付記する必要がある。

「在住外国人」については、近年の国際化により、国際社会で通用する人材の育成が求められる一方で、内向き志向や自己中心的な若者が増えてきていると感じる。このような状況下において、外国人を受け入れるということや、国際的に理解していくことが、日本人が外国に行く際に、アイデンティティを確かなものにするにつながるということ鮮明に出していてもよいのではないか。

「患者等」については、第3次指針では、ハンセン病問題を独立した項目として挙げている。人権問題は、人権侵害の事実をしっかりと見つめていくところから解決していくものであり、ハンセン病問題については、長島愛生園、邑久光明園へ行き、語り部から話を聞いたりすることで理解が深まる。両園とも、先日、将来構想を策定し、人権教育・啓発の場として両園を活用していくことにした。プラン見直しに当たっても、念頭に置くべきだ。

「患者等」については、プランでは「エイズ・HIV感染」になっているが、HIV感染症からエイズになるため、「HIV感染症・エイズ」とすべきだ。

(9) 刑を終えて出所した人から(13) 様々な人権をめぐる問題までの5分野について、御意見をいただきたい。

「性的少数者」については、プランは「性的少数者」であったが、見直し素案では「性同一性障害のある人等」になっている。性的少数者の中の、性同一性障害は重要であるが、同性愛者の数の方が多い。昨年アメリカ合衆国では、同性愛に関わるいじめによって自殺した若者の問題が問題となり、大統領が声明を出した。また、日本では、日高庸晴氏のゲイ6千人に関する調査によると、当事者が学校就学時にいじめにあたり、自殺を考えたりした割合が高い。さらに、米国精神医学会や世界保健機関でも性同一性障害については、疾病概念と分類について検討しており、「性別違和」(gender dysphoria) に変わる可能性が高いと言われている。インターセックスについても、ドラマ化されることもあり、話題になる可能性もある。これらのことから、すべてを包括できる文言として、「性的少数者」とすべきだ。

「インターネットによる人権侵害」については、警察庁が昨年度、携帯電話店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を実施した。「インターネットを使うならフィルタリングを利用しない方がいい」と話した店は、岡山県が最も多かった。18歳未満が利用する場合には、フィルタリングを原則としてかけることが、販売する時点ではなされていない現状があり、学校でいかに教育しても難しい。また、昨年の18歳未満の被害者のうち、44%はフィルタリングをかけても見ることのできるサイトで被害に遭っており、フィルタリングだけで対応できるものではないため、教育を充実する必要がある。また、インターネットの問題は、技術の進歩が早いこともあり、5年よりも短期の見直しが必要なテーマだ。

項目の立て方について、「インターネットによる人権侵害」は、プランでは、「様々な人権をめぐる課題」の中の一つであったが、見直し素案では、独立した項目になっている。これに伴い、「プライバシーの保護」「ホームレス(路上生活者)」「北朝鮮当局による拉致の問題」が「様々な人権をめぐる問題」に示されている。一見すると、この三つはどのような位置付けなのかが分かりにくい。

状況が変化していく中で、5年間のプランを策定するのは難しいかもしれないが、毎年取組を進めていく中で、考察することも必要だ。次回の委員会では骨子(素案)を委員会として決める方向で審議したい。そのため、岡山県人権教育推進委員会要綱(以下、要綱)第7条により、小委員会を設置したいが、どうか。(異議なし。)

小委員会の委員は要綱により、会長が指名することとなっているため、市場委員、菅委員、土山委員、仲矢委員、南委員、村中委員の6名を指名する。(承認。)次回の委員会では、小委員会で検討した見直し案について審議したい。